

利 用 上 の 注 意

1. 調 査 の 目 的

この調査は、我が国の商業活動の実態を明らかにすることを目的としています。

2. 根 拠 法 規

この統計表は、統計法（昭和22年法律第18号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）に基づき、平成6年7月1日現在で実施した、第19回商業統計調査（卸売・小売業）の集計結果を収録したものです。なお、調査規則と調査票様式は統計表の巻末に掲載してあります。

3. 調 査 の 範 囲

調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類Ⅰ—卸売・小売業、飲食店」に属する事業所のうち飲食店を除く全国の事業所（以下「商店」ともいいます。）です。なお、昭和63年調査より、地方公共団体の経営する事業所や官公庁、学校、会社などの構内にある別経営の事業所及び訪問販売、通信・カタログ販売など店舗を有しないで商品を販売する事業所も調査の対象としています。ただし、次に掲げるものはこの調査の対象から除かれています。

- 1) 国に属するもの。
- 2) 営業の場所が一定していないもの、又は営業のための固定設備のないもの。
- 3) 出入りに入場料の支払いを要する等の制限のある事業所の中に設けられているもの。
- 4) 調査の期日前、引き続き3か月以上休業しているもの。

4. 調 査 の 種 類

調査の種類は、次のとおりです。

調 査 の 種 類	調 査 票 の 区 分	調 査 対 象 の 範 囲
甲 調査	調査票 甲	法人組織の商店（飲食店を除く。）
乙 調査	” 乙	個人経営の商店（飲食店を除く。）
丙 調査	” 丙	一般飲食店（昭和57年調査まではその他の飲食店を含む。）

5. 調 査 期 日

調査期日は、平成6年7月1日です。

なお、この調査は昭和27年以来2年ごとに実施してきましたが、昭和51年調査後は3年ごとに実施されています。年次別の調査期日は次のとおりです。

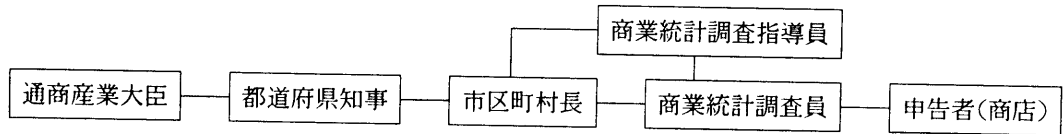
調 査 年 次	調 査 期 日	種 別	調 査 年 次	調 査 期 日	種 別	調 査 年 次	調 査 期 日	種 別
昭和27年調査	9月1日	①	昭和43年調査	7月1日	①	昭和61年調査	10月1日	③
” 29 ”	9月1日	①	” 45 ”	6月1日	①	” 63 ”	6月1日	②
” 31 ”	7月1日	①	” 47 ”	5月1日	①	平成元年”	10月1日	③
” 33 ”	7月1日	①	” 49 ”	5月1日	①	” 3 ”	7月1日	②
” 35 ”	6月1日	①	” 51 ”	5月1日	①	” 4 ”	10月1日	③
” 37 ”	7月1日	①	” 54 ”	6月1日	①	” 6 ”	7月1日	②
” 39 ”	7月1日	①	” 57 ”	6月1日	①			
” 41 ”	7月1日	①	” 60 ”	5月1日	②			

注：表中の①②③は、次の調査種別を表します。

- ① 卸売・小売業、飲食店
- ② 卸売・小売業
- ③ 一般飲食店

6. 調 査 の 経 路

調査の経路は、次のとおりです。



なお、この調査は、申告者（商店）が自ら記入する方法（自計方式）によって調査しました。

7. 調 査 事 項

調査票の調査事項は、次のとおりです。

- (1) 商店名及び所在地（甲、乙）
- (2) 商店の本支店別（甲、乙）
- (3) 経営組織及び資本金額又は出資金額（甲、乙）
- (4) 商店の開設年（甲、乙）
- (5) 従業者数（甲、乙）
- (6) 年間商品販売額等（甲、乙）
- (7) 年間商品販売額の販売方法別割合（甲、乙）
- (8) 商品手持額（甲、乙）
- (9) 営業形態（甲、乙）
- (10) 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合（甲、乙）
- (11) 売場面積（甲、乙）
- (12) 開店時刻及び閉店時刻（甲、乙）
- (13) 来客用駐車場の有無と収容台数（甲、乙）
- (14) 年間商品仕入額の仕入先別割合（甲）
- (15) 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合（甲）
- (16) 企業の店舗数等（甲）

8. 主 な 用 語 の 説 明

商 店 主として有体的商品の売買業務を行っている事業所をいいます。すなわち、一定の場所で商品の卸売、商品売買の代理、仲立又は小売の業務を行っている事業所をいいます。

卸 売 業 主として次の業務を行う事業所をいいます。

- (1) 小売業者、飲食店又は他の卸売業者に商品を販売するもの。
- (2) 産業用使用者（工場、鉱山、建設、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に業務用として商品を販売するもの。
- (3) 製造業者が別の場所に経営している事業所で、自社製品を卸売するもの（例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。）。
- (4) 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行うもの。修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とします。
- (5) 他人又は他の事業所のために商品の売買の代理行為を行うもの、又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの。

小 売 業 主として次の業務を行う事業所をいいます。

- (1) 個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む。）又は家庭用消費のために商品を販売するもの。
- (2) 商品を小売し、かつ同種商品の修理を行うもの。修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、小売業とします。ただし、修理を専業としている事業所は修理業（大分類Ｌ―サービス業）となります。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。
- (3) 製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するもの（洋服店、菓子店、パン屋、豆腐屋、家具屋、建具屋、畳屋、調剤薬局などにこの例が多くあります。）。
- (4) ガソリンスタンド。
- (5) 主として無店舗販売を行うもの（店舗を有しないで商品を販売する事業所のことで、訪問販売又は通信・カタログ販売を行っている事業所など）。

単 独 店 支店を持たない商店をいいます。

本 店 法人組織の場合は商業登記簿に登録された本店を、個人商店の場合は営業の本拠となっている本店で、（支店を持っている商店）他に支店、営業所などの販売事業所をもっているものをいいます。

支 店 支店の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所も含まます。

従 業 者 平成6年7月1日現在で、主としてその商店の業務に従事している者をいい、個人事業主と無給家族従業者、会社・団体の有給役員、常時雇用従業者（平成6年5月、6月の2か月間に、それぞれの月に18日以上雇用され、調査日現在も雇用されている臨時及び日雇の者を含む。）をいいます。

年間商品販売額 平成5年7月1日から平成6年6月30日までの1年間の商品販売額をいいます。

なお、年間商品販売額には消費税を含みます。

その他の収入額 平成5年7月1日から平成6年6月30日までの1年間の修理工料、仲立手数料、製造業出荷額、サービス業収入額等、商品販売額以外の収入額を合計したものです。

なお、その他の収入額には消費税を含みます。

商 品 手 持 額 平成6年7月1日現在で商店が販売する目的で保有しているすべての手持商品の金額をいいます。

売 場 面 積 平成6年7月1日現在で商店が商品を販売するために、実際に使用している延べ床面積をいいます。

（小 売 業 の み）ただし、牛乳小売業、自動車（新車、中古）小売業、畳（製造、非製造）小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業は除きます。

年間商品仕入額 平成5年7月1日から平成6年6月30日までの1年間の企業全体の商業事業所の、企業外からの商品の仕入額をいいます。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除きます。

ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含めます。

1. 集 計 と 編 集

- 1) 平成6年商業統計表の各巻の編集は次のとおりです。

種 類			主 な 内 容
第 1 巻 産 業 編 (総 括 表)	1	巻 編	産業分類別の従業者規模別、年間販売額階級別、売場面積規模別等の階級別統計表を主として掲載してあります。
第 2 巻 産 業 編 (都 道 府 県 表)	2	巻 編	都道府県別・13大都市別の産業分類別統計表を主として掲載してあります。
第 3 巻 産 業 編 (市 区 町 村 表)	3	巻 編	市区町村別の産業分類別統計表を掲載してあります。
第 4 巻 品 目 編	4	巻 編	商品分類別の区市郡別及び産業分類別統計表を掲載してあります。

〈 二 次 加 工 〉

流 通 経 路 別 統 計	法人組織の卸売業（代理商・仲立業を除く）商店（甲）について、産業分類別の流通経路別、流通段階別の統計表を掲載してあります。
立 地 環 境 特 性 別 統 計	小売業商店について、都道府県別の立地環境特性別統計表を掲載してあります。
業 態 別 統 計 編	小売業商店について、主に都道府県別の業態別統計表を掲載してあります。
大 規 模 小 売 店 舗 統 計	小売業商店について、都道府県別の第一種、第二種大規模小売店舗に関する統計表を掲載してあります。

- 2 集計は、総務庁統計センターに委託して機械集計を行いました。

(3) 統計表の利用について

〈共通事項〉

- ① 統計表の欄外左上（ ）内の甲、乙の表示について
- （ ）内の甲、乙の表示は、調査の種類を表しています。（甲）とあるのは、法人組織の商店、（乙）とあるのは、個人経営の商店、（甲＋乙）は、法人組織の商店と個人経営の商店を合算した統計表です。
- ② 「不詳」について
- 表章項目中の「不詳」とは、当該項目について調査をしていないものをいいます。
- (ア) 「売場面積」については、牛乳小売業、自動車（新車、中古）小売業、畳（製造、非製造）小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業に属する商店及び訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い商店は調査をしていません。
- (イ) 「開店・閉店時刻」については、牛乳小売業、新聞小売業に属する商店は調査をしていません。
- (ウ) 「営業時間」については、牛乳小売業、新聞小売業に属する商店は調査をしていません。

- ③ 年間商品販売額、商品手持額及びその他の収入額の産業分類別数値については、百万円単位での金額表示をしており、そのため集計上は十万円単位での四捨五入を行っています。このことから、細分類（４桁分類）数値の積上げが当該の小分類（３桁分類）数値と合致しないことがあります。また、小分類（３桁分類）数値の積上げと中分類（２桁分類）数値及び中分類（２桁分類）数値の積上げと卸売・小売業計、卸売業計、小売業計との関連等についても同様の事由から合致しないことがあります。

〈産業分類の改訂について〉

平成６年商業統計調査は、日本標準産業分類の改訂（平成５年10月改訂、平成６年４月１日適用）により改訂後の分類で調査を行いました。なお、主な変更点は次のとおりです。

- ① 平成３年までの商品分類の小売における「建築材料」（木材、セメント、板ガラスなど）、「家庭用電気事務機械器具」（ワードプロセッサ、卓上電子計算機など）及び「家庭用事務機械器具」（タイプライタ、金庫など）の商品については、専ら小売に供する小売業に格付け（「みなし卸」）していましたが、小売における業態が確立・増大してきたため、今回調査より「みなし卸」を解消し、以下のとおり小売業に格付けすることとしました。
- (ア) 「建築材料」は、産業分類の新設により「5993建築材料小売業」に格付けました。
- (イ) 「家庭用電気事務機械器具」は、「5841家庭用電気機械器具小売業」に、「家庭用事務機械器具」は商品分類の改訂により「他の家庭用機械器具」に統合し、「5842家庭用機械器具小売業（家庭用電気機械器具を除く）」に格付けました。
- ② 小売業細分類旧「5611自動車小売業」を廃止し、細分類「5711自動車（新車）小売業」、「5712中古自動車小売業」、「5713自動車部分品・附属品小売業」を新設しました。
- ③ 小売業細分類旧「5621自転車小売業（二輪自動車を含む）」を廃止し、「5714二輪自動車小売業」、「5721自転車小売業」を新設しました。
- ④ 小売業細分類「5817宗教用具小売業（製造小売）」、「5818宗教用具小売業（製造小売でないもの）」、「5994貴金属製品小売業（宝石を含む）」を新設しました。
- ⑤ 改訂については巻末の「商業統計調査に関する日本標準産業分類の変遷」を参照してください。

〈産 業 格 付〉

産業分類別に集計するための産業格付け方法は、次のとおりです。

- ① 取扱い商品が単品の場合は、商品分類番号５桁のうち上４桁の販売額で細分類を決定します。
- ② 取扱い商品が複数の場合は、まず商品分類番号上２桁の卸売品目（48～53）と小売品目（54～59）で、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業に決定します。（ただし「533代理商、仲立業」は除きます。）
- ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上２桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上２桁によって、中分類（２

桁分類）を決定し、同様に上３桁、上４桁と順に分類し、細分類（４桁分類）を格付けします。（ただし、以下の④の業種は除きます。）

④ 特殊格付について

(ア) 卸 売 業

- 「4811 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」
- 別表(1)の３財にわたる業種の商品を販売していて、各財別販売額がそれぞれ卸売販売総額の10％以上で、従業者が100人以上の商店を格付けします。
- 「4819 その他の各種商品卸売業」
- 別表(1)の３財にわたる業種の商品を販売していて、各財別販売額がそれぞれ卸売販売総額の50％未満で、従業者が100人未満の商店を格付けします。
- 「5331 代理商、仲立業」
- 「年間商品販売額」、「商品手持額」のない代理・仲立行為専業の商店を格付けします。

別表 (1)		
財 別	産 業 分 類	
生 産 財	491	繊維品（衣服、身の回り品を除く）
	512	化学製品
	513	鉱物・金属材料
	514	再生資源
資 本 財	511	建築材料
	521	一般機械器具
	522	自動車
	523	電気機械器具
	529	その他の機械器具
消 費 財	492	衣服・身の回り品
	501	農畜産物・水産物
	502	食料・飲料
	531	家具・建具・じゅう器等
	532	医薬品・化粧品等
	539	他に分類されない卸売

(イ) 小 売 業

- 「5411 百貨店」
- 別表(2)の衣（中分類55）、食（中分類56）、住（中分類57～59）にわたる各種商品を小売して、衣、食、住の各販売額がそれぞれ小売販売総額の10％以上70％未満で従業者が常時50人以上の商店を格付けします。
- なお、今回から衣、食、住のうち「食」の販売額については、従来、飲食料品の販売額に加え、その商店が併せ持っている「一般飲食店部門（直営のもの）」の売上額を含んでいましたが、今回よりこれを変更し、「食」の販売額の範囲を“飲食料品の販売”に限定しました。
- 「5499 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」
- 別表(2)の衣（中分類55）、食（中分類56）、住（中分類57～59）にわたる各種商品を小売して、衣、食、住の各販売額がそれぞれ小売販売総額の50％未満で、従業者が50人未満の商店を格付けします。
- 「5611 各種食料品小売業」
- 中分類「56飲食料品小売業」に格付けされた商店のうち、小分類「562～569」までのうち、３小分類以上にわたる商品を小売していて、各小分類の販売額がそれぞれ飲食料品小売販売総額の50％未満の商店を格付けします。
- 「5991 たばこ・喫煙具専門小売業」
- 「59911たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90％以上の商店を格付けします。

別表 (2)		
衣・食・住別	産 業 分 類	
衣	55	織物・衣服・身の回り品
食	56	飲食料品
住	57	自動車・自転車
	58	家具・じゅう器・家庭用機械器具
	59	その他

＜産業編と品目編の集計の方法について＞

ある商店の年間販売額が次のような場合

商品分類番号	商 品 名	年間販売額
55111	呉 服 ・ 服 地	700万円
55311	婦 人 ・ 子 供 服	300万円
59121	化 粧 品	200万円
計		1200万円

この商店は年間販売額の最も多い「5511呉服・服地小売業」に格付けされ、産業編（第1巻～第3巻）は商店数「1」として計上されます。

産 業 分 類	商 店 数	年間販売額
5511 呉服・服地小売業	1	1200万円

一方、品目編（第4巻）では商品別に商店数が計上されますので、上記例においては、取扱い商品「55111呉服・服地」、「55311婦人・子供服」、「59121化粧品」の各商品ごとに商店数「1」が計上され、中分類「55」、「59」の商店数の計は延商店数となります。

産 業 分 類	55 織物・衣服・身の回り品小売業						59 そ の 他 の 小 売 業			
	計		55111 呉服・服地		55311 婦人・子供服		計		59121 化 粧 品	
	延商店数	年 間 販 売 額	商店数	年 間 販 売 額	商店数	年 間 販 売 額	延商店数	年 間 販 売 額	商店数	年 間 販 売 額
5511 呉服・服地小売業	2	1000万円	1	700万円	1	300万円	1	200万円	1	200万円

＜各 統 計 表＞

第1巻第1表、第2巻第1表

昭和45年調査以降の数値については、今回調査の産業分類に合わせるため、新産業分類細分類（4桁分類）により組替えています。また、平成3年調査の（ ）内の数値については、改訂後の分類によって再集計したものです。

平成3年の（ ）の数値について、売場面積の非調査業種「571自動車小売業」に数値があるのは、旧産業分類「5621自転車小売業（二輪自動車を含む）」が、産業分類の改訂により「5721自転車小売業」と「5714二輪自動車小売業」に分離し、「5714二輪自動車小売業」が「571自動車小売業」に移行したため、産業分類の再格付けにより「571自動車小売業」の売場面積に数値が表れます。

また、売場面積の非調査業種「5931ガソリンスタンド」及び「5942新聞小売業」に数値があるのは、売場面積調査対象業種に格付けされていた商店が、産業分類の改訂による「みなし卸」の解消によって、「5931ガソリンスタンド」及び「5942新聞小売業」に格付けされたためです。

第1巻第4表、5表、15表、23表

その他の収入額の内訳区分は、次のとおりです。

① 修 理 料

商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収入額をいいます。

② 仲 立 手 数 料

他人又は他の事業所のために仲立人として商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料をいいます。

③ 製 造 業 出 荷 額

製造した製品を出荷した場合の出荷額をいいます。

④ サービス業収入額

販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、DPE取次手数料などサービスの提供により得た収入額をいいます。

⑤ 上記以外の収入額

①～④以外のその他の収入額をいいます。

⑥ 内訳区分の収入額については、その割合をもとに計算してあります。

第1巻第4表

表章項目中「売場面積1㎡当たりの年間販売額」は、売場面積を持つ商店についてのみ計算しています。

第1巻第7表、17表、第2巻第5表、10表

(1) 販売方法区分は、次のとおりです。

① 現 金 販 売

現金で商品を販売した場合をいいます。また、小切手、商品券による販売も含めます。

② 信 用 販 売

㊦ 割 賦 販 売

購入者から代金を2か月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して受領することをいい、「自店割賦」、「クレジットカード」、「個品割賦（ショッピングクレジット等）」、「リボルビング払い」などをいいます。

㊧ 掛 売 ・ そ の 他

上記の「割賦販売」以外の信用販売をいいます。

この場合、手形及び金融機関などの発行するクレジットカード販売（割賦販売以外のもの）などが含まれます。

なお、新聞、牛乳等の月極販売も掛売とします。

(2) 販売方法区分の年間販売額については、その割合をもとに計算してあります。

(3) 商店数については、「計」の商店数は1商店として計上していますが、1商店が各種の販売方法を取扱っている場合は、それぞれの該当する販売方法別に商店数を計上し、延商店数として集計し、併せて掲載しました。

第1巻第8表

(1) 「小売業」の営業形態区分は、次のとおりです。

① 製 造 小 売 店

自店内で製造した商品をその場所で個人又は家庭消費者に販売するもの。

② 割 賦 販 売 店

総販売額の50%以上について割賦販売を行っているもの。

③ セルフサービス店

売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用しているもの。

なお、セルフサービス方式とは、いわゆるスーパーマーケットなどが行っているような、あらかじめ包装され値段がつけられている商品を、店に備えつけられたバスケットやショッピングカートなどにより客が自分で取り集め、店又は売場の出口に設けた勘定場で一括して代金の支払いを行う販売方法をいいます。

④ そ の 他

上記①～③以外のもの。

2) この集計は次のとおりです。

小売業のうち甲調査と乙調査の対象商店のなかから、まず、「①製造小売店」を取り出して集計し、ついで「②割賦販売店」、「③セルフサービス店」と順次に取り出し、最後に残ったものを「④その他」として集計しました。

第 1 巻第 9 表、10 表、第 2 巻第 6 表

- (1) 商品販売形態（小売業のみ）区分は、次のとおりです。
- ① 店 頭 販 売
店頭で商品を販売した場合をいいます。
 - ② 訪 問 販 売
セールスマン等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。
 - ③ 通信・カタログ販売
カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いて P R を行い、消費者から郵便、電話、F A X、銀行振込などの通信手段による購入の申し込みを受けて商品を販売した場合をいいます。
 - ④ 自動販売機による販売
商店が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。
 - ⑤ そ の 他
生活協同組合の「共同購入方式」や新聞、牛乳などの月極販売及び上記①～④以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。
- (2) 商品販売形態区分の年間販売額については、その割合をもとに計算してあります。
- (3) 商店数については、「合計」の商店数は 1 商店として計上していますが、1 商店が各種の販売形態をとっている場合は、それぞれの該当する販売形態別に商店数を計上し、延商店数として集計し、併せて掲載しました。

第 1 巻第13表、14 表

- (1) 来客用駐車場については、次のとおりです。
- 平成 6 年 7 月 1 日現在で、商店が来客の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。
- なお、ガソリンスタンドについては調査をしていません。
- ① 専 用 駐 車 場
自己所有又は契約等により、その商店が単独で利用できる来客用の駐車場をいいます。
 - ② 共 用 駐 車 場
他の商店等と共用で使用しており、その商店が単独で利用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいいます。
 - ③ 収 容 台 数
満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではありません。
- (2) 第 1 巻第13表における、「(併用)」とは専用駐車場及び共用駐車場の両方を有している商店で、「来客専用駐車場有り計」の内数です。

第 1 巻第16表、第 2 巻第 9 表

- (1) 「卸売業」の営業形態区分は、次のとおりです。
- ① 製造業の販売事業所
製造業者が別の場所で営業している自己製品の卸売事業所。
 - ② 国外取引が一定割合以上の商店
総仕入額に対する国外からの仕入額（輸入）の割合が10％以上の商店若しくは卸売総販売額に対する国外販売額（輸出）の割合が10％以上の商店、又は総仕入額と卸売総販売額の割合の合計に対する国外仕入額と国外販売額の割合の合計が10％以上の商店。

- ③ 国 内 卸 売
①、②以外の卸売事業所。
- 2) この集計は次のとおりです。
- 卸売業のうち甲調査の対象商店のなかから、まず、「①製造業の販売事業所」、「②国外取引が一定割合以上の商店」を取り出して集計し、残ったものを「③国内卸売」として集計しました。

第 1 巻第18表、第 2 巻第11表

- 1) 仕入先については、次のとおりです。
- ① 本支店間移動
自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などから帳簿上、商品の振替えを行った場合。
 - ② 自 店 内 製 造
商店が販売するためにその場所で商品を製造した場合。
 - ③ 生 産 業 者
㊦ 親 会 社
自社の株式総数の50％を超える株式、又は資本の50％を超える出資口数を有する生産業者から商品を直接仕入れた場合。
 - ㊧ その他の生産業者
上記㊦を除く生産業者から商品を直接仕入れた場合。
 - ④ 卸売業者・その他
他企業の卸売業者、小売業者から仕入れた場合及び生産業者直営の支店、営業所などの販売事業所から仕入れた場合。
 - ⑤ 国外（直接輸入）
自社（自分）名義で通関手続を行って国外から商品を直接仕入れた場合。
 - ⑥ 仕入先別割合の金額は「年間商品仕入額」が甲調査の対象商店のうち、「単独店」、「本店」のみの調査項目であるため、便宜上、調査項目中の「6—1. 年間商品販売額」の合計に「14. 年間商品仕入額の仕入先別割合（％）」を乗じて算出したものです。
- 2) 販売先については、次のとおりです。
- ① 本支店間移動
自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などに帳簿上、商品の振替えを行った場合。
 - ② 卸 売 業 者
他の卸売業者に商品を卸売した場合。
 - ③ 小 売 業 者
小売業者に商品を卸売した場合。
 - ④ 産業用使用者・その他
産業用使用者（工場、鉱山、建設、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に業務用として商品を卸売した場合。
 - ⑤ 国外（直接輸出）
自社（自分）名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合。
 - ⑥ 販売先別割合の金額は調査項目中の「6—1. 年間商品販売額」の卸売販売額に「15. 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合（％）」を乗じて算出したものです。

第 1 巻第19表、20 表、21 表

甲調査の対象商店のなかから「単独店」、「本店」を取り出し、更に「法人商店の統括管理事務所（商品の仕入、販売を行わないで、管理業務だけの本店又は本部）」を加え商業企業単位の集計をしました。

なお、「統括管理事務所」は第 1 巻第19～21表だけに集計され、その他の統計表には含まれていません。

第 4 巻第 4 表

百貨店分類におけるイタリック体の数値は、「541 百貨店」を除く産業に格付けされた商店の販売額を下記の「百貨店分類と小売業一般分類の対応表」により百貨店分類で集計したものです。

百貨店分類と小売業一般分類の対応表

百 貨 店 分 類			小 売 業 一 般 分 類
商品分類番号及び商品名		例 示	商 品 名 及 び 商 品 分 類 番 号
54111	紳士服・洋品	紳士服, 下着類, シャツ, ネクタイ, 靴下など	男子服（製造）[55211], 男子服（非製造）[55221]
54112	婦人・子供服 洋 品	婦人服, 子供服, 下着類, ブラウス, 靴下など	婦人・子供服[55311]
54113	そ の 他 の 衣 料 品	呉服, 反物, 服地, 寝具, 和服, 和装小物など	呉服・服地[55111], 寝具[55121], 下着類[55921]
54114	身の回り品	靴, 履物, 傘類, かばん, トラランク, ハンドバッグ, 裁縫用品, 装身具（宝石, 貴金属製を除く）など	靴[55411], 履物（靴を除く）[55421], かばん・袋物[55911], 小間物・化粧道具[55922], 他の衣服・身の回り品[55991]
54115	飲 食 料 品	和洋酒, 調味料, 食肉, 鮮魚, 乾物, 野菜, 果実, 菓子, パン, 牛乳など	酒[56211], 食肉[56311], 卵・鳥肉[56321], 鮮魚[56411], 乾物[56511], 野菜[56611], 果実[56621], 菓子（製造）[56711], 菓子（非製造）[56721], パン（製造）[56731], パン（非製造）[56741], 米穀類[56811], 牛乳[56911], 料理具[56921], 茶類[56931], 豆腐・かまぼこ等（製造）[56941], 豆腐・かまぼこ等（非製造）[56951], 他の飲食料品[56991]
54116	家 具	和洋家具, 室内調度品, 神仏具, じゅうたん, カーテン, ござなど	家具（製造）[58111], 家具（非製造）[58121], じゅうたん・カーテン[58122], 建具（製造）[58131], 建具（非製造）[58141], 畳（製造）[58151], 畳（非製造）[58161], 宗教用具（製造）[58171], 宗教用具（非製造）[58181]
54117	家庭用電気 機 械 器 具	テレビ, ラジオ, ステレオ, VTR, 電気洗濯機, ルームエアコン, 電気冷蔵庫, 照明器具, 電気ストーブ, 暖房器など	家庭用電気機械器具[58411], 家庭用電気事務機械器具[58412]
54118	家 庭 用 品	陶磁器, ガラス器, 金物, 荒物, ガス器具, 水道器具, ミシン, 編機など	金物[58211], 荒物[58221], 陶磁器・ガラス器[58311], ミシン・編機[58421], 他の家庭用機械器具[58429], 他のじゅう器[58991]
54119	その他の商品	医薬品, 化粧品, 洗剤, 書籍, 文房具, 事務用品, 貴金属, 宝石, 美術工芸品, 時計, 眼鏡, 光学機械, 運動具, 娯楽用品, 玩具, 楽器, 園芸, 盆栽, 種苗, 小鳥及び家畜類, たばこ, 喫煙具, 燃料, 自転車, 自動車など	乗用車（新車）[57111], トラック（新車）[57112], 乗用車（中古）[57121], トラック（中古）[57122], 自動車部品・附属品[57131], 二輪自動車[57141], 自転車[57211], 医薬品[59111], 化粧品[59121], 農業用機械器具[59211], 苗・種苗[59221], 肥料・飼料[59231], 揮発油[59311], 軽油[59312], 重油[59313], プロパンガス[59314], 他の石油[59319], 灯油[59321], プロパンガス[59322], 他の非石油系燃料[59329], 書籍・雑誌[59411], 新聞[59421], 紙・文房具[59431], スポーツ用品[59511], がん具・娯楽用品[59521], 楽器[59531], 写真機・写真材料[59611], 時計・眼鏡・光学機械[59711], 骨とう品[59811], 他の中古品[59891], たばこ・喫煙具[59911], 花・植木[59921], 建築材料[59931], 貴金属製品（宝石を含む）[59941], みやげ品[59991], その他 [59999]
54121	食 堂, 喫 茶	食堂, 喫茶室, すし屋などその場所で顧客に飲食させるもの	飲食店[60111]

10. そ の 他

(1) この統計表中の記号は、次のとおりです。

- ・ 「x」は、その数字に該当する商店数が 1 又は、 2 であるため、個々の申告者の秘密保護の観点から数字を秘匿したことを示したものです。なお、この秘匿によっても数値 x が算出される恐れがあるものについては、商店数が 3 以上でも「x」で秘匿した個所があります。
- ・ 「―」は、該当がないもの又は、調査していないものです。
- ・ 「▲」は、減少したものです。
- ・ 「0」及び「0.0」は、単位未満のものです。

(2) 長崎県島原市及び同県南高来郡深江町については、雲仙普賢岳噴火に伴う災害のため、平成 3 年調査が実施されなかったことから、平成 3 年数値（商店数、従業者数、年間販売額等）には含まれておりません。

(3) この統計表の数値を他に転載する場合は、「通商産業省編 平成 6 年商業統計表」による旨を明記してください。

(4) この統計表についての質問・照会等は下記までお願いします。

通商産業大臣官房調査統計部商業統計課

住 所 〒100東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

電 話 03（3501）1511 内線2385・2386